

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法) に基づくトップランナー制度について

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための適正引取・引渡に関する専門委員会

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会
電気・電子機器リサイクルワーキンググループ
家電リサイクル制度に関するリユース等適正排出促進手法検討会

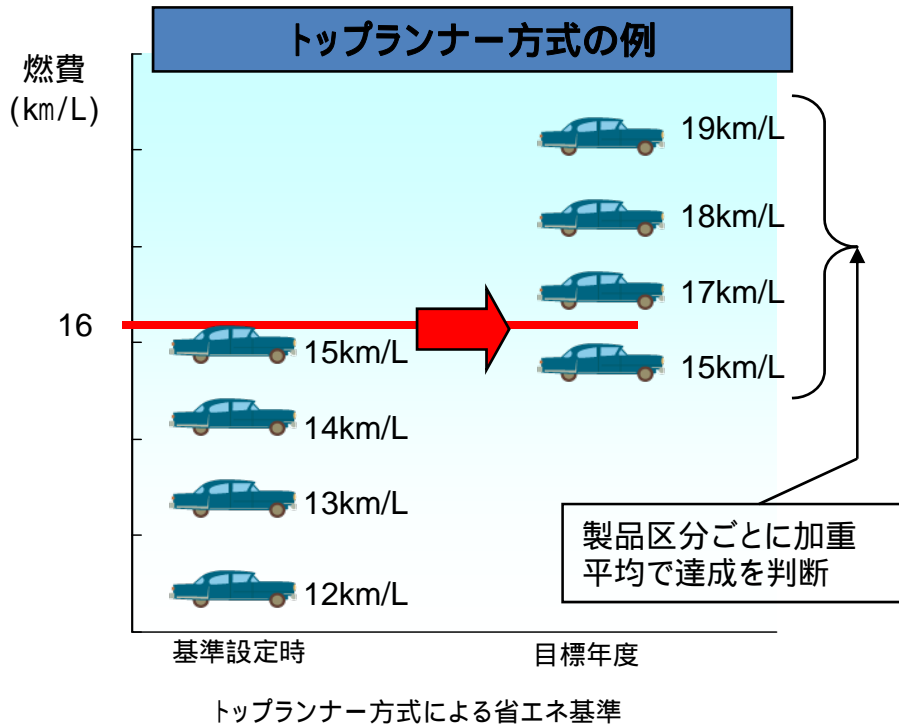
第4回合同会合

平成20年5月29日

トップランナー制度について

省エネ法に基づき、家電製品や自動車の省エネルギー基準をトップランナー方式により定められており、製造事業者等に基準を遵守する義務が課されている。未達成の製造事業者等には、勧告、公表、命令、罰金(100万円以下)の措置がとられる。

2006年度より21機器が対象となり、新たに液晶・プラズマTV、ジャー炊飯器、電子レンジ等が追加された。



特定機器(21機器)

1. 乗用自動車
2. 貨物自動車
3. エアコンディショナー
4. テレビジョン受信機
5. ビデオテープレコーダー
6. 蛍光灯器具
7. 複写機
8. 電子計算機
9. 磁気ディスク装置
10. 電気冷蔵庫
11. 電気冷凍庫
12. ストープ
13. ガス調理機器
14. ガス温水機器
15. 石油温水機器
16. 電気便座
17. 自動販売機
18. 変圧器
19. ジャー炊飯器
20. 電子レンジ
21. DVDレコーダー

※トップランナー方式とは

自動車の燃費基準や電気製品等の省エネ基準を、それぞれの機器において現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にするという考え方

トップランナー制度によるこれまでの省エネ効果

機器名	エネルギー消費効率の改善 (実績)	エネルギー消費効率の改善 (見込み)
テレビジョン受信機 (ブラウン管テレビ)	25.7% (1997 2003年度)	16.4%
ビデオテープレコーダー	73.6% (1997 2003年度)	58.7%
エアコンディショナー (ルームエアコン)	67.8% (1997 2004冷凍年度)	66.1%
電気冷蔵庫	55.2% (1998 2004年度)	30.5%
電気冷凍庫	29.6% (1998 2004年度)	22.9%
ガソリン乗用自動車	22.8% (1995 2005年度)	22.8% (1995 2010年度)
ディーゼル貨物自動車	21.7% (1995 2005年度)	6.5%
自動販売機	37.3% (2000 2005年度)	33.9%
蛍光灯器具	35.6% (1997 2005年度)	16.6%
複写機	72.5% (1997 2006年度)	30.97%

を付した機器については省エネ基準が単位当たりのエネルギー消費効率(例:km/l)で定められており、を付していない機器についてはエネルギー消費量(例:kWh/年)で定められている。上表中の「エネルギー消費効率の改善」は、それぞれの基準で見た改善率を示している(例:10km/lが15km/lとなれば50%改善とし(100km走った場合の燃料消費量10リットルが6.7リットルに33%改善という考え方ではない)、10kWh/年が5kWh/年となれば50%改善としている)。

トップランナー基準の最近の動向(2006年度以降)

2006 テレビジョン受信機

- ・液晶・プラズマテレビの追加。
- ・省エネ効果: **15.3%**改善(想定)
(04年度→08年度)
- ・06年4月施行

2006 電子レンジ

- ・新規に特定機器へ追加。
- ・省エネ効果: **8.5%**改善(想定)
(04年度→08年度)
- ・06年4月施行

2006 電気冷蔵庫・冷凍庫

- ・基準・測定方法の見直し。
- ・省エネ効果: **21.0%**改善(想定)
(04年度→10年度)
- ・06年9月施行

2007 自動販売機

- ・基準の見直し、紙容器・カップ式の追加。
- ・省エネ効果: **33.9%**改善(想定)
(05年度→12年度)
- ・07年11月施行

2008 ルーター等

- ・新規に特定機器へ追加。
- ・省エネ効果: **16.3%**改善(ルーター想定)
37.7%改善(スイッチ想定)
- ・08年夏頃施行予定
- ・さらに大型ルーター、L3スイッチを追加。
- ・08年度内取りまとめ予定。

DVDレコーダー

- ・新規に特定機器へ追加。
- ・省エネ効果: **22.0%**改善(想定)
(04年度→08年度)
- ・06年4月告示施行済
- ・さらに地デジ対応機器を追加。
- ・省エネ効果: **20.5%**改善(想定)
(06年度→10年度)
- ・07年11月施行

エアコンディショナー

- ・基準、エネルギー消費効率、測定方法の見直し。
- ・省エネ効果: **22.4%**改善(想定)
(04年度→10年度)
- ・06年9月施行

電気便座

- ・基準、測定方法の見直し。
- ・省エネ効果: **9.7%**改善(想定)
(06年度→12年度)
- ・07年11月施行

家庭大型・業務用エアコン

- ・基準等の見直し。
- ・省エネ効果: **15.6%**改善(大型想定)
18.2%改善(業務想定)
- ・08年夏頃施行予定

大型トラック・バス

- ・新規に特定機器へ追加。
- ・省エネ効果:
トラック **12.2%**改善(想定)
バス **12.1%**改善(想定)
(02年度→15年度)
- ・06年4月施行

ジャー炊飯器

- ・新規に特定機器へ追加。
- ・省エネ効果: **11.1%**改善(想定)
(03年度→08年度)
- ・06年4月施行

乗用車・小型貨物車

- ・基準、測定方法の見直し。
- ・省エネ効果:
乗用車 **23.5%**改善(想定)
小型バス **7.2%**改善(想定)
小型貨物 **12.6%**改善(想定)
(04年度→15年度)
- ・07年7月施行

照明器具等

- ・白熱灯を含めた基準の見直し。
- ・08年内取りまとめ予定

複写機等

- ・カラー複写機、複合機、プリンタの追加、エネルギー消費効率、測定方法の見直し。
- ・08年内取りまとめ予定

さらに、業務用冷蔵庫(ショーケース含む)を新たな対象化、PC・磁気ディスク装置、テレビの基準見直しを検討。

省エネルギーラベリング制度

2000年から省エネルギーラベリング制度を実施。消費者に対し家電製品の省エネ性に関する情報提供を行うことにより、省エネ効果の高い製品の普及を促進することが目的。

JISに基づく任意の制度だが、メーカーカタログや小売事業者の店頭表示で積極的に活用されている。

省エネルギーラベルの表示例

(メーカーカタログ)



省エネ基準達成率

108%

年間消費電力量

175kWh/年

目標年度 2006年度



省エネ基準達成率

91%

年間消費電力量

206kWh/年

目標年度 2006年度

2007年4月現在、エアコンディショナー、冷蔵庫、冷凍庫、蛍光灯器具、テレビ、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、電子計算機、磁気ディスク、変圧器、ジャー炊飯器、電子レンジ及びDVDレコーダーの16品目。

統一省エネラベル

小売事業者の表示制度において、省エネ性能を比較できるように星印で5段階評価を行う多段階評価制度を導入する統一省エネラベルを実施。
特にエネルギー消費量の多いテレビ、エアコン、冷蔵庫を対象。

統一省エネラベル

【年度標記】

・ラベルを作成した年度を表示。

【ノンフロンマーク】

・ノンフロンの電気冷蔵庫に表示。

【多段階評価制度】

・省エネ性能を5つ星から1つ星の5段階で表示。市場における製品の性能の高い順に5つ星から1つ星で示している。

・トプラナー基準を達成しているものがいくつの星以上であるかを明確にするため、星の下のマークでトプラナー基準達成・未達成の位置を明示。

【省エネラベリング制度】

・トプラナー基準の達成のものには緑色のeマーク、未達成のものには橙色のeマークを表示。

・その他トプラナー基準の達成率及びエネルギー消費効率(年間消費電力量等)を表示。

【年間の目安電気料金】

・エネルギー消費効率(年間消費電力量等)等を分かりやすく表示するために年間の目安電気料金を表示。